

マイナンバーの提供にご協力をお願いします



既にご存知のように平成28年1月からマイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まりました。

そして、平成29年1月からは健康保険の一部の手続きにおいてもマイナンバーを利用した事務が義務づけられます。

健康保険組合は、平成29年7月以降の市町村などの「情報連携開始」に向けて、加入者（被保険者と被扶養者）全員のマイナンバーを収集しなければなりません。具体的には、平成29年1月1日時点での加入者（被保険者と被扶養者）のマイナンバーを収集するために、平成28年中に加入事業所（会社）に対して皆様のマイナンバーの提出をお願いし、平成29年1月末日までに収集を完了させたいと考えております。収集方法は法令により加入事業所（会社）から一斉取得いたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

なお、一斉収集以降に加入する被保険者と被扶養者の方については、「被保険者資格取得届」や「被扶養者（異動）届」の提出時にマイナンバーも併せて提出していただきます。

*任意継続被保険者とその被扶養者の方々のマイナンバーは健保組合が直接収集します。

*マイナンバー収集のための法令：番号法第14条第1項（個人番号取得の要求）及び健康保険法第197条（報告等）

マイナンバーとは

国が私たち国民一人ひとりに割り当てる12桁の番号で、社会保障・税・災害対策の3分野で利用されます。

●マイナンバーのメリット

各分野で共通のマイナンバーを使用することで、効率化や利便性の向上、公平・公正な社会の実現が期待できます。

●行政の効率化

情報の照会などに要する時間や労力が大幅に削減されます。各分野で連携することで作業の重複などの無駄が減ります。

●国民の利便性の向上

届出などで添付書類が不要となり、負担が軽減されます。

●公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況が透明化され、負担を不当に免れたり給付を不当に受けることを防ぎます。

●マイナンバーが使われる場面(例)

●社会保障の手続

健康保険や年金、雇用保険の資格取得／生活保護や福祉関係の給付

●税の手続

税務関係の申告／給与支払報告

●災害対策

被災者台帳の作成／防災事務



マイナンバーを利用する健康保険関係の手続

適用関係

- 被保険者資格取得届(★)
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被扶養者(異動)届(★)
- 育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 産前産後休業取得者申出書(新規・延長)／終了届
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届 等

★印の届出にはマイナンバーの記入が必要です。

給付関係

- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 療養費支給申請書
- 移送費支給請求書
- 傷病手当(付加)金請求書
- 埋葬料(費)請求書
- 出産育児一時金(付加金)請求書
- 出産手当金請求書
- 特定疾病療養受領証交付申請書
- 高額療養費支給申請書 等

*届出書類などの様式変更については、詳細が決まり次第お知らせします。

*健康保険被保険者証(保険証)の変更はありません。

マイナンバー取扱いに向けた健保組合の対応

マイナンバーの取扱いについては、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています。健保組合は、マイナンバーをその内容に含む「特定個人情報ファイル」を保有するにあたり、漏えいなどのリスクを軽減する措置を講じることが義務づけられており、特定個人情報について厳格かつ適切な取扱いを実施するため、個人情報保護の安全措置を引き続き講じるとともに事務運用やシステムにかかる項目等について、プライバシーポリシーなどの規程の見直しをしました。

